

死刑執行に対する会長声明

本年8月29日、東京拘置所及び仙台拘置支所において、それぞれ1名の死刑確定者に対して死刑が執行された。谷垣禎一法務大臣による6度目の執行であり、同大臣は就任以来、合計11名に対して死刑の執行を命じたことになる。仙台拘置支所において執行された被執行者は、先月、第3次再審請求が棄却され、近日中に第4次再審請求を行うべく準備を進めていたとのことである。極めて遺憾であり、当会は、この死刑執行に対して強く抗議する。

日本弁護士連合会は、2013年2月12日、谷垣法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提出して、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開し、死刑制度に関する世界の情勢について調査の上、調査結果と議論に基づき、今後の死刑制度の在り方について結論を出すこと、そのような議論が尽くされるまでの間、全ての死刑の執行を停止すること等を求めていた。当会は、上記の要請に対して何らの配慮もせずになされた死刑執行を到底容認することができない。

本年3月27日には、静岡地方裁判所が袴田巖氏の第2次再審請求事件について、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をした。袴田氏は、48年ぶりに釈放されたが、極めて長期間死刑の恐怖の下で身体を拘束された結果、その心身に不調を来している。また、もし死刑の執行がなされていたならば、まさに取り返しのつかない事態となっていた。これは、刑事裁判におけるえん罪の危険性と死刑執行による取り返しのつかない人権侵害の恐ろしさを如実に示すものであり、世論においても、かつてない程死刑の存廃についての関心が高まっている。

当会においても、2013年（平成25年）11月には、「死刑を考える日」と題した市民向けシンポジウムを企画・開催したところ、約100名の出席者が来場し、死刑制度の是非について多くの市民の関心が寄せられた。

こうした状況において、死刑を執行する必要があったのか、この度の死刑執行について熟考を尽くしたのか、改めて問われなければならない。

よって、当会は、今回の死刑執行に対し改めて強く抗議するとともに、直ちに死刑執行を停止した上で、死刑制度の廃止について全社会的議論を開始することを強く求めるものである。

2014年（平成26年）9月18日

千葉県弁護士会

会長 蒲田 孝

